

- 第10次水質総量削減の在り方(答申)の内容を踏まえ、水質総量削減制度に基づく対応を着実に実施しつつ、総合的な水環境管理の実現に向けた制度の在り方について検討を進める。

第10次水質総量削減の在り方(答申)

総量削減基本方針(国)

総量削減計画(都府県)

海域ごとのきめ細やかな水環境管理に向けて、**海域の状況等に応じて削減目標量を設定**する等、**本答申の内容を総量削減基本方針に反映**させ、都府県による総量削減計画の策定を支援していく。

水環境制度小委員会における
今後の水環境制度の在り方検討

答申

水環境制度の見直し

本答申で取りまとめられた総量管理制度への転換の必要性や今後の課題を水環境制度小委員会にインプットの上、**良好な水環境の創出等の総合的な水環境管理**に係る議論を行い、**水環境制度の見直しに向けた検討**を進める。

(参考) 水環境制度の見直しの方向性

- 水質環境基準は過去20年程度高達成率で推移するなど水質は相当程度改善。一方、水環境への地域ニーズは多様化（海域の栄養塩類の供給、良好な水環境の創出・利活用等）しているが、国民の水環境への満足度が低い状況が続いている。
- 改善された水環境を各地域のニーズに応じて保全・管理・創出しながら、特産品や観光に積極的に利活用することにより、良好な水環境という自然資本・地域資源を活用したビジネス化を促進し、住民の満足度向上と地域経済発展の好循環をもたらすことができる。
- 気候変動による豪雨の増加等を踏まえ、水質事故への対応を推進し、脱炭素、生物多様性、流域総合水管理などの政策を踏まえた対応を検討

【検討項目 1】 良好な水環境の 創出に向けた対応

- 水辺を保全・活用した地域づくりなど、**良好な水環境の保全と活用を促進**する制度の導入を検討
- 「水質」のみではなく、「景観」、「水生生物」など**多面的なモニタリング**の制度を検討

【検討項目 2】 水質汚濁事故 対策の推進

- 豪雨の増加等を踏まえ、汚濁の流出事案への対応を推進
- 水道行政と環境行政の連携強化

【検討項目 3】 その他の水環境 行政の方向性

従来からの水環境行政の基本である、環境基準、測定・分析方法、排水規制などの制度の枠組みについて、将来の方向性を議論

【専門委員会で審議】 総量「管理」制度への転換 栄養塩類管理制度の導入

閉鎖性海域の水質対策を担ってきた水質総量削減制度において、**海域の状況に応じたきめ細やかな水環境管理に向けて、栄養塩類管理を可能とする制度の導入**を検討

水環境制度小委員会において
令和7年12月より審議開始

第10次水質総量削減の在り方について、**総量削減専門委員会**において審議済